

《 令和8年度茨城町就学援助制度のお知らせ 》

令和8年1月22日
茨城町教育委員会学校教育課

『就学援助制度』とは、経済的な理由により、小・中学校での義務教育を受けさせることが困難な児童生徒の保護者の方に対して、学用品費・学校給食費等の学校費用の一部を援助する制度です。

この制度の援助費を受給するにあたっては、申請書に必要書類を添えて、認定を受ける必要があります。

認定においては、通常、前年（令和8年度の場合、令和7年1月から12月まで）の収入・所得等の合計額が認定基準額内（裏面参照）の世帯を対象としております。なお、**本年の途中で失業・減収等の理由により、家計が急変した世帯（家計急変世帯）については、令和8年中の収入・所得等の合計見込み額が認定基準額内の世帯も対象としております。**認定を希望される方は、通知を確認のうえ、お手続きください。

《就学援助費の対象となる方》

茨城町立小中学校に在籍している児童生徒の保護者で、次のいずれかの事由に該当する世帯の方が対象です。

（区域外就学をされている方は、申請方法が異なります）

1. 要保護世帯 生活保護を受けている世帯
2. 準要保護世帯 (1) 前年（令和7年1月から令和7年12月）の収入・所得等が認定基準額内の世帯^{※1}
(2) 失業、離婚等の家庭環境の変化等の理由により、令和8年中の収入・所得等（見込）が前年より減少した世帯^{※1}（家計急変世帯）

※1 認定基準額については、裏面の「《認定基準額（参考例）》」をご参照ください。

ここでいう世帯とは、住民票等の分離に関わらず、住居を共にしている方・生計を一にしている方をいいます。

《就学援助費の内容》

就学援助費において、支給する限度額^{※2}は下記のとおりです。（参考 令和7年度支給限度額）

（単位：円／年）

区分	支給対象	支給限度額				対象児童生徒	
		小学校		中学校			
		第1学年	第2～6学年	第1学年	第2・3学年		
学用品費	児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品	11,630	11,630	22,730	22,730	準要保護	
通学用品費	児童生徒が通常必要とする通学用品費	—	2,270	—	2,270		
校外活動費（宿泊無し）	遠足、工場見学、臨海・林間学校等に参加するための交通費及び見学科	1,600	1,600	2,310	2,310		
校外活動費（宿泊有り）	遠足、工場見学、臨海・林間学校等に参加するための交通費及び見学科	—	3,690	8,000	20,000		
体育実技用品費	柔道着（体育の授業で使用するものに限る）	—	—	7,650	7,650		
学校給食費	保護者が負担する給食費のパン、ミルク、おかず等に要する経費	44,000	44,000	47,300	47,300		
新入学児童生徒学用品費 ^{※3}	新入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品	57,060 ^{※4}	—	63,000	—		
入学準備金 ^{※3}	新入学予定者が通常必要とする学用品及び通学用品	57,060 ^{※4}	63,000	—	—		準要保護 （未就学児・小学6年）
修学旅行費	交通費・宿泊費・見学科並びに均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品及び旅行障害保険料	—	6,000	—	65,000		要保護 準要保護
医療費	学校保健安全法第24条により政令で定めるもの	費用に要したすべての額相当					要保護
		上記の額のうち、医療保険負担分の7割を除いた自己負担3割分相当				準要保護	

※2 令和7年度の支給額となりますので、令和8年度の支給額は変更となる場合があります。

なお、支給額は全て、実績があった場合に支給となります。年度途中の申請につきましては、申請月の翌月から月割計算により支給となります。

※3 新入学児童生徒学用品費と入学準備金との重複支給はございません。

※4 小学校入学祝い品支給事業にてランドセルを受領していない方の額となります。

ランドセルを受領している方は、ランドセル相当額を減額しての支給となります。

裏面もご確認ください。

《申請方法》 在学する小学校および中学校を通じて行います。
申請書に必要事項を記載し、添付書類と合わせて学校長に提出してください。
(様式については、学校にご相談いただくか、町ホームページからダウンロードできます。)

《申請期間》 令和8年2月2日(月) ～ 2月27日(金) ※5
(家計急変世帯で申請希望の方につきましては、収入の確認できる書類の都合上、
令和8年4月10日(金)までに提出してください。)

※5 あくまで目安です。各学校により提出期限が異なりますのでご注意ください。
新入生(小中学校)については、入学後、速やかに必要書類を学校へ提出してください。

《必要書類》

- ① (必須) 茨城町就学援助認定申請書兼世帯票
- ② (必須) 同意書(世帯全員の署名が必要)
- ③ (必須) 世帯全員(祖父母、父母、収入のある兄弟姉妹(おじ・おばは除く))の収入が分かるもの
例: 令和7年分 源泉徴収票・確定申告書の写し、年金証書(老齢、遺族、障害)の写し等
- ④ (家計急変世帯で申請希望の方) ア. 令和8年度準要保護児童生徒認定申請に関する家計急変世帯調査票※6
イ. 令和8年1～3月の給与明細、会計帳簿(収入・経費の額が明記されたもの)等※7
ウ. 離職票または退職証明書等、退職日が証明できるものの写し
- ⑤ (借家世帯の方) 家賃が分かるものの写し
- ⑥ (父子・母子家庭等の受給者) 児童扶養手当受給者証の写し
- ⑦ その他必要に応じ、求める書類

※6 ④について、農業、個人事業主の方等の必要書類は、事業内容等により異なる場合がありますので、
該当する方で申請を希望される方は、学校教育課までご相談ください。

※7 令和8年1月以降の3ヶ月分以上の収入・所得等で確認します。3ヶ月分の書類が揃ってから提出してください。

《認定について》

- ・世帯の総収入(給与・農業・商業等)、年金収入、児童手当、養育費、児童扶養手当の合計額が認定基準額内であれば認定となります。(下記の認定基準額参照※8)
- ・申請期間内に書類が全て提出されないと認定が遅れます。これにより、支給額が減額となる場合がございますので、必ず学校から提示される期限内での提出をお願いいたします。
また、年度途中申請分は、申請日翌月分からの支給となります。

《認定基準額(参考例)》

世帯人数	家族構成			認定基準額 (収入)
	父母	子(○囲みの数字は人数)	祖父母等	
2人	1人(35歳)	1人(小学生①)		約208万円
	1人(45歳)	1人(中学生①)		約219万円
3人	1人(40歳)	2人(中学生①、小学生①)		約283万円
	2人(37歳、37歳)	1人(小学生①)		約244万円
4人	2人(35歳、35歳)	2人(小学生①、4歳児①)		約289万円
	1人(42歳)	3人(高校生①、中学生①、小学生①)		約346万円
5人	2人(39歳、38歳)	2人(小学生②)	1人(68歳)	約359万円
	2人(40歳、38歳)	3人(中学生②、小学生①)		約368万円
6人	1人(42歳)	3人(中学生①、小学生②)	2人(73歳、71歳)	約445万円
	2人(43歳、42歳)	4人(高校生①、中学生①、小学生②)		約430万円

※8 上記の認定基準額は持家の場合です。賃貸住宅の場合は、年間の家賃の額を加算してください。
認定基準額は、おおよその目安です。世帯構成の人数、年齢によって異なりますので、この目安額を超えていても認定される場合や、目安額以内でも認定されない場合がありますのでご了承ください。

《その他》

- ・認定された場合には、茨城町就学援助事務取扱要綱に基づき、居住地区民生委員宛に認定者名簿を送付します。
- ・新小学1年生で入学準備金を申請された方につきましても、令和8年度就学援助費の受給を希望される場合には、改めて申請書の提出が必要となります。**入学準備金の申請では、令和6年中の収入が分かる書類を添付していただきましたが、今回の申請では、令和7年中の収入が分かる書類の添付が必要になりますのでご注意ください。**
収入の判定年度が異なるため、入学準備金と認定結果が異なる場合がございます。